

第2回 松田町自治基本条例(仮称)審議会レビュー

〈委員に関すること〉

- 女性委員を3名追加したこと。

〈条例の理念に関すること〉

- 町の良さ(環境面等)を最大限明示することで、町民はもとより、当町が外部者からもどの様な町であるかをイメージ(住んでみたいと思わせる)できるようにすること。
環境面の具体例:子育て環境の充実/福祉面の充実/おもなしの町づくり
- 条例の策定視点を「町民目線」とすることで、制定済団体とは違う条例の内容とすることができるのではないかと。
- 一度、町を離れることがあったとしても、また、町に戻ってくる回帰性(土地への愛着や町の温かさ)を抱かせるような、町の原風景を明記。
→「子どものふるさとを取り戻す・創る(ふるさとを子ども達への贈り物とする)」といった表現。
→地域の人々が誇りをもって町に住み続けられるような表現。
- 町民にとって、分かり易い(親しみやすい)表現とすることが肝要。
→硬い表現でなく、柔らかかつしなやかな条文で、ある程度の汎用性をもったものとする。
- 100年以上の当町の歴史を踏まえた表現を盛り込むこと。

〈資料に関すること〉

- 次回、事務局には、近隣団体(2市5町)の条例の収集・整理の上、資料として提出依頼されたこと。

〈その他〉

- 従前は、地方自治法において町基幹計画(総合計画)は議会議決事項となっており、先般の法改正において「議決不要」となった。総合計画と本条例の関係性については、条例中に計画が町の指針であることを明記することが通例であり、また、本条例を最上位とし、その下に既存町法規等を体系化することが一般的であること。
- 今回は、8月30日(火)午後に会議を開催すること(会長は所要のため欠席)。